

知事部局
労働委員会事務局
収用委員会事務局

平成23年4月1日付けで所属を異にする異動を命ぜられた職員が、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う災害対応業務への従事その他特別な事情により、同日以後引き続き同年3月31日における所属に勤務する必要がある場合は、当該職員には、その間に限り、当該所属への兼務を命ずるものとする。この場合において、後任者が着任していないときは、その間に限り、当該職員を同日における職に基づく権限を行使する者に指定するものとする。

平成23年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也